

解題と翻刻 「大正十四年度須原小学校経営案」

The Title and Adaptation "The Management Plan of Suhara Elementary School in Taisho 14"

鈴木和正
Kazumasa SUZUKI

(令和元年十月二十三日受理)

抄録

本稿では、新潟県須原小学校が作成した「大正十四年度須原小学校経営案」に解題を付して翻刻紹介を行った。大正新教育期には多くの学校で児童の個性や活動性を尊重した教育改革が展開された。このような教育改革の風潮は、師範学校附属小学校や私立小学校だけではなく、多くの公立小学校にも大きな影響を与えていた。本稿で対象とした須原小学校においても、児童に対して「自学自習の態度を養成し実生活に善処し得る実力を啓培する」とことや、「創造発見的学習態度の養成に努め」ことなどが目標に掲げられており、大正新教育運動の影響を受けていたものと推察される。また、尋常科四年以上からは「各学級に学級自治団を新設し毎月一回学級自治会を開いている。他にも、教師の研究授業や講習会についての記述が確認できる。

キーワード：学校経営、学級経営、大正新教育、新潟県、須原小学校

はじめに

本稿は、新潟県須原小学校が作成した「大正十四年度須原小学校経営案」（以降、「経営案」と略記）に解題を付して翻刻紹介を行うことを目的としている。同史料を筆者が所蔵している経緯は、二〇一九年二月に古書店から購入したことによる。次に史料の形態について確認しておきたい。「経営案」はガリ版刷りで袋とじ冊子体にしたものであり、寸法はおよそ「四・三cm×一六・六cm」である。大正期の須原小学校では、児童に対して「自学自習の態度を養成し実生活に善処し得る実力を啓培する」ことや、「創造発見的学習態度の養成に努め」ることなどが目標に掲げられており、大正新教育運動の影響を受けていたものと推察される。また、尋常科四年以上からは「各学級に学級自治団を新設し毎月一回学級自治会を開」いている。他にも、教師の研究授業や講習会についての記述が確認できる。

近年、橋本美保・遠座知恵らによって『大正新教育 学級・学校経営重要文献選』が刊行されたことで、大正新教育期の「学校経営」の解明が進められるものと期待される。橋本・遠座らは、「大正新教育期の『学校経営』や『学級経営』の概念は多様であり、その取り組みには教科の枠組みを超えたカリキュラム改造、評価の視点を取り入れた児童研究、教師の能力形成を意図した研究態勢の整備、ミドルリーダーやスクールリーダーのためのリーダーシップ論など、現在議論されている教育改革の視点や方法が内包されている。」と述べている。大正新教育期には多くの学校で児童の個性や活動性を尊重した教育改革が展開された。このような教育改革の風潮は、師範学校附属小学校や私立小学校だけではなく

多くの公立小学校にも大きな影響を与えていている。先行研究では、公立小学校の大正新教育に焦点が当てられているものの、対象とされる学校は史料の残存状況が良い著名実践校がほとんどであった。そのため、一般の公立小学校については、ほとんど研究対象とされることなく、その実態については未解明と言わざるを得ない。今後とも地道な実証的研究を積み重ねていくほかない。こうした活動の一環として、「経営案」の翻刻紹介は意義のあることだと考えている。

【謝辞】

本稿を執筆するにあたっては、島田市博物館（元・常葉大学教育学部教授）の天野忍先生や常葉大学教育学部教授の井上亘先生に大変お世話になった。ここに敬意と謝意を表したい。

（凡例）

- 翻刻においては、読みやすさを考慮して旧字体を新字体に改めた。
- 明らかな誤記・誤植については、該当部分の右側に本來あるべき文字を記した。また、誤記が疑われるものについてはママと記した。
- 判読不能な文字については、□で示した。
- 差別的な用語については、当時の歴史的な概念として原文のままとした。

大正十四年度

須原小学校経営案

我校教育の根本態度

教育目的観の確立

児童の人格の自律を以て目的とす

人生の目的は普遍妥当の真善美的価値を無限の経過に於て無限の努力を以て追究するにある。それは人格の自律にまで進まんとする態度である。

而して教育の目的は畢竟人生の目的と一致す。故に教育は被教育者をして普遍妥当の真善美的価値を無限の経過に於て無限の努力を以て追究せしめ人格の自律にまで導かんとする仕事である。

教育者の態度確立

教育者も被教育者も等しく一個の人間に過ぎない。被教育者よりも或点に於て人格自律の道程が深まっているに過ぎない。即ち絶対の価値の世界に到達し得た人間ではなく児童と等しく無限の経過に於て無限の努力を以て価値を追究している人間である。

而して教育者の努力的態度価値追究の真剣なる態度は児童をして努力的態度真剣なる価値追究の自覚を促すものである。故に教育者は児童と共に人生の目的に向って無限の努力を以て真剣なる価値追究の途に奮闘せねばならぬ。それには明敏なる叡智と円満純粹の感情と強く正しき意志とを以て、真理の探究

教育方法上の態度確率

目的に向かつて児童を導くにはよりよき方法を選ばねばならぬ。目的觀に適応するところの一定の計画の下に具案的に教育が行はれなければならぬ。即ち学校全体の統一ある計画は勿論学級教育の計画も具体的に立案するを要す。

一、德育の尊重

教育が余りに知育にのみ偏して德育が軽視せらるることは現時教育界的一大通弊である。学校教育即道德教育といふも過言ではない。而して児童生活児童教育のあらゆる時が德育の機会ならざるはない。即ち教授中にも遊戯中にも体育に於ても総ての場合に教師は常に德育の充実に努めなければならぬ。

二、個性の尊重矯正

児童の個性は充分尊重して良き天分の充分なる發揮に努めなければならない。併しながら個性は必ずしも普遍妥当性ではない。否人は總て絶対の普遍妥当性を有たない故に良き個性尊重発揮の反面には矯正化育がなければならぬ。教師は努めて児童の個性を觀察し深重なる態度を以てその誘導方法を考究せねばならぬ。

三、教科学習上の態度

努力奮闘の精神を以て学び自学自習の態度を養成し実生活に善

者であり善の実行者であり美の讚美者であらねばならぬ。而して其原動力は畢竟教師の燃えゆるが如き熱の力である。熱の力は教育の総ての問題を解決する唯一の鍵であることを常に銘すべきである。

処し得る実力を啓培すると共に創造力を養ふ又作業直觀を重んじ知識の正確なる取得を期す

四、体育の尊重

身体の健否は知徳の修養の基礎的条件である積極的に身体の鍛錬に努ると共に衛生保健に充分なる注意を払ふ

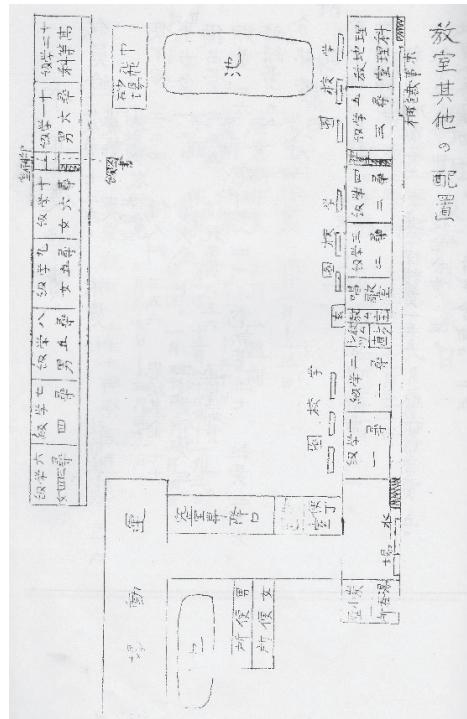
教育者の熱の力（価値追究の努力）と被教育者の熱の力（価値追究の努力）とが火花を散らして交渉し合ひ共に々々等しく人生の目的の一つの光に向つて邁進するを以て吾が校教育の根本態度とする

設備に関する方面

本校の設備は過去三ヶ年間に於て計画の約半ばに達し特に体育方面に於ては殆んど完成□□といふも可なりである。理科方面其他の各方面に亘つても相当充実して來た併し尚ほ児童教育上不充分なる点頗る多ければ漸次完成を期したいが経費節約の必要ある析柄なれば本年度は経費に於て前年度の約三分の一の設備費を計上した従つて最も急を要する左記新設備に止む

- 1 尋一修身掛図一部
- 2 模範新辞典 児童用十部補給 (図書館費)
- 3 児童文集童謡集 (各学年十部)
- 4 算術補充問題集 (同)
- 5 メートル度量衡実験実測用具
- 6 大算盤 一ヶ
- 7 国史掛図
- 8 文部省大日本地方別地図
- 9 理科器械標本補給 同児童実験器具
- 10 唱歌室用額面
- 11 裁縫分合標本 (女高師作)
- 12 便所踏板
- 13 教師用参考図書類 修繕 模様換
- 1 教室間仕切 二教室八間 一米竹尺 五厘目 一耗目 一耗目 十本 九・〇〇

三〇榧	五厘目	六十五本	七・〇〇
一尺	一耗目	十本	一二・〇〇
一米卷尺			一五・〇〇
一立鉄葉製枠	十		四・〇〇
一紛 同	一		一
一立硝子製目盛付			一
一紛 "	二粉 "	五粉 "	
五榧 "	二榧 "	一榧 "	
三庭桿秤	五	一六・〇〇	八〇〇
六 大算盤	一ヶ		



2 唱歌室壁板張

3 教室廊下破損壁ノ板張

4 玄関廊下の硝子窓

5 屋外運動場土砂盛り(第二回)

教務室は玄関の廊下を利用する

青年会 同窓会 事業

本年度経費
正教員 七・二六〇 旅費 七〇 教員住宅料二七六

教員給
准教授 四八〇
代用教員 七四三

使丁給 二三四 傭人料 三五二 恩給基金 七七

校手当金 一二〇 賞与金 七〇 生徒奨励費 三〇

備品費 四三五 消耗品費 八五六 通信運搬費 一〇
賄費 二六、電灯費 二一、電話費 五七

雑費 二〇六 修繕費 一九五

分場費 八九一

附記

農業補習学校費 本校一・〇一九九 分校 六八

図書

館費 一〇〇

学事諸費

就学奨励費一〇 通学保護費一五五 教員協議会費 五〇

教員講習費四〇 夜学会費 三〇

教育会費補助一一〇 青年会補助 二五

学期及び休業日

第一学期 四月一日—八月三十一日

第二学期 九月一日—十二月三十一日

第三学期 一月一日—三月三十一日

解題と翻刻「大正十四年度 須原小学校経営案」〈論文〉

休業日	学年始休業	四月一日—三日
	産業期休業	六月 二週間
	夏期 休業	八月一日—三十日
冬期 休業	第一回	十二月二十九日—一月三日
	第二回	一月三十日—二月四日
学年末休業	三月二十七日—三月三十一日	
日曜日 大祭祝日	産土神祭（五月一日）	

訓育に関する方面

訓育の根本方針

由來学校教育を教授訓育体育養護といふが如く分つことは極めて不自然且つ非論理的にしてこれ等が渾然一体をなして統一あたり全人的教育を施すことは教育の根本觀ならざるべからず 故に前述の如く教育の根本目的が自律的人格にあれば訓育の根本方針も亦之れを目的とするに外ならず

訓育を広く解釈すれば真善美總ての方面に於ける陶冶は皆訓育の範囲に属す 故に教授に於ても体育に於ても美育に於ても時及場合の如何に拘らず總て之訓育の機会ならざるはなし

本稿の訓育はこの意義の上に立つこととされどここに教授体育美育各般に亘りて訓育案を立つることは余りに廣汎に亘るによりここには狭義に於ける直接訓育に関する方針を定む

〔目標〕

〔直接目標〕

〔達成方法の根本〕

自律の人格の完成に近づける

(量)
〔有為の人となる
〔はぐきあるとなる〕

(質)
〔善良なる人となる
〔よい人となる〕
〔教師児童の相互
協力による努力〕

実践

実践徳目

規律 勤勉 正直 自治 同情
公正 礼儀 公徳 清潔 報恩 敬神崇祖

月配当実践徳目及実践事項

道徳の実践は分解配当すべからざるものにして徳目の総てが常に実践すべきものなることは論を待たず 然れども修養教化の過程に於ては実践陶冶の手段として実践の諸徳目を月に配当して主力を注ぐべき点を明かにしそれを目標として実践の徹底を計ることは教育上極めて効果あることと信ず 故に本年度は左表の配当によるこれが徹底を期す

【四月】

(一)

【十一月】

時間を作しく守ること

遅刻せぬこと、道草を食はぬこと

降校時間をきまりよく守ること

集合解散を正しく迅速にすること

朝寝夜更かしをせぬこと

家庭の予習復習時間を正しくすること

仕事を正しく速くすること

服装を整頓すること

学用品持物等を整頓すること

律

(四) (三) (二)

勤 勤		一生懸命に辛抱強く何事も喜び勇んで働くこと	
掃除当番其他の学校作業		廊下をかけたり廊下で話したり教室をのぞいたりして他の課業の邪魔をせぬこと	
家庭に於ける仕事の手伝		会等の時は静肅を守ること	
衣服所持品学用品等を大切にすること		校舎校具を汚損せぬこと	
金銭を無駄使せず成るべく貯金すること		校舎の内外を散らかさぬこと	
自学の精神で勉強し、わかるまで研究しわからぬ所		石投擲書せぬこと	
一生懸命に辛抱強く喜び勇んで勉強すること		道で他人の邪魔になる遊びをせぬこと	
家庭でもよく予習復習すること		神社仏閣の境内を荒さぬこと	
を放つて置かぬこと		団体の仕事に協力すること	
勉 勉		廊下をかけたり廊下で話したり教室をのぞいたりして他の課業の邪魔をせぬこと	
五月六日		会等の時は静肅を守ること	
【十二月】		校舎校具を汚損せぬこと	
(一) 自治		校舎の内外を散らかさぬこと	
(二) 正治		石投擲書せぬこと	
(三) 学級自治全校自治役員はよく自分の任務を果し全校児童はよくその命に服すること		道で他人の邪魔になる遊びをせぬこと	
(四) 嘘言をいはぬこと		神社仏閣の境内を荒さぬこと	
(五) 過失をかくさぬこと		団体の仕事に協力すること	
(六) 人の物を欲しがらぬこと		廊下をかけたり廊下で話したり教室をのぞいたりして他の課業の邪魔をせぬこと	
(七) 行に表裏なきこと		会等の時は静肅を守ること	
(八) 陰口は言はぬこと		校舎校具を汚損せぬこと	
(九) 自分の考を遠慮なく言ふこと		校舎の内外を散らかさぬこと	
(十) 約束を守ること		石投擲書せぬこと	
情 同 切 親		廊下をかけたり廊下で話したり教室をのぞいたりして他の課業の邪魔をせぬこと	
【九月】		会等の時は静肅を守ること	
(一) 生 活 清 潔		校舎校具を汚損せぬこと	
(二) 德		校舎の内外を散らかさぬこと	
(三) 衣服所持品を清潔にすること		石投擲書せぬこと	
(四) 頭髪・爪其他身体を清潔に保つこと		道で他人の邪魔になる遊びをせぬこと	
(五) 教室廊下机中其他を清潔に洒掃すること		神社仏閣の境内を荒さぬこと	
(六) 食物飲物に注意すること		団体の仕事に協力すること	
(七) 姿勢を正しくすること		廊下をかけたり廊下で話したり教室をのぞいたりして他の課業の邪魔をせぬこと	
(八) 空気の流通をよくすること		会等の時は静肅を守ること	
(九) 戸外に遊ぶこと		校舎校具を汚損せぬこと	
【二月】		校舎の内外を散らかさぬこと	
(一) 弟妹下級生をいたはること		石投擲書せぬこと	
(二) 友達と仲よくすること		道で他人の邪魔になる遊びをせぬこと	
(三) 人の困ってる時は助けてやること		神社仏閣の境内を荒さぬこと	
(四) 年寄不具者病者をいたはること		団体の仕事に協力すること	
(五) 生き物をあはれむこと		廊下をかけたり廊下で話したり教室をのぞいたりして他の課業の邪魔をせぬこと	
【七月八日】		会等の時は静肅を守ること	
【一月】		校舎校具を汚損せぬこと	

(一)	言葉遣を正しくし、下品乱暴にならぬこと	(二)	口答せぬこと	(三)	教師、学校の来客には丁寧に挨拶すること	(四)	友達同志にもお早うお休みの挨拶を交すこと	(五)	人の前を通る時は会釈すること
(六)	食事中不作法にならぬこと	(七)	他人の失敗を笑はぬこと	(八)	女児を軽蔑せぬこと	(九)	他人の失敗を笑はぬこと	(十)	女児を軽蔑せぬこと
(十一)	神社仏閣の前を通る時は敬礼すること	(十二)	神棚仮壇にお参りすること	(十三)	恩を受けた人に報ゆる様つとむること	(十四)	毎月神社奉仕をすること	(十五)	毎月神社奉仕をすること
(十六)	右の実践徹底方法	(十七)	其の他の訓育施設	(十八)	朝礼順序	(十九)	朝礼	(二十)	朝礼
(二)	全校訓話	(一)	月始全校訓話	(二)	毎日始業前全校児童召集	(三)	毎日始業前全校児童召集	(四)	毎日始業前全校児童召集
イ.	月始全校訓話	ロ.	週始全校訓話	ウ.	毎月一日第一時其月の実践事項につき	エ.	毎月一日第一時其月の実践事項につき	オ.	毎月一日第一時其月の実践事項につき
ハ.	毎週月曜朝零時其月の実践事項につき復演敷衍し前週間の成績に就て批評す								
(二)	程度別全校訓話	(二)	特別全校訓話	(二)	始業式 入学式 卒業式 三大節 祝日前日	(二)	学校創立記念日 靖国神社祭日 地久節	(二)	セーラー訓話を行ふ
(二)	必要に応じ隨時低中高学年の三部に分ち児童の程度に適応	(二)	必要に応じ随时低中高学年の三部に分ち児童の程度に適応	(二)	必要に応じ随时低中高学年の三部に分ち児童の程度に適応	(二)	必要に応じ随时低中高学年の三部に分ち児童の程度に適応	(二)	必要に応じ随时低中高学年の三部に分ち児童の程度に適応

- (3) 規程は別に新たに定む
- 産土神祭日　海軍記念日　陸軍記念日
教育勅語記念日　戊申詔書記念日
民心作興詔書記念日
- (三) 全校検閲
- 毎週月曜第一時始に学校長及学級主任は児童の服装及び身辺所持品を検閲し姿容所有物の整正及び身体の清潔衛生を計る
- (四) 第一週 第二週は学校医の査閲を乞ふ
- (五) 道徳意識の調査
- 毎学期一回問題を課し児童の道徳意識の発達を調査し訓育の資とする
- (六) 自治的訓練
- 児童の自治的精神を養成し公民的訓練を施すの目的を以て前年度に引き続き之が徹底を期す 前年度の方法を左の如く改む
- (1) 級長 副級長
- 尋常科第一学年以上の各学級に級長副級長各一人をおき
- (2) 学級自治団
- 学級全般自治の統一指揮をなさしむ
- 任務規程を新たに定む
- (七) 作業訓練
- 尋三以上の各学級に於て毎日交替の作業当番を設け教室廊下運動場便所等の洒掃整理通風採光保温等の任務を行はしむ
- (八) 規程は別に之を定む
- (九) 配当は別に之を定む
- (十) 社会奉仕
- 毎学期一回職員児童全体にて村内道路の掃除危険物の除去書の消去等の社会奉仕を行はしむ
- 神社奉仕
- 尋四以上の児童及職員部所を定め毎月一回
- (民心作興詔書拝戴記念日の十日) 産土神守門神社及忠魂碑境内の洒掃をなさしめ敬神崇祖の精神を養ふと共に公共奉仕の訓練をなす
- (十一) 入営兵の歓送
- 入兵営の歓送を行ひ以て国民精神養成の一助とす
- 除隊兵は時期一定せざるにつき行はず
- 学友追悼会
- 八ヶ年前以降死亡せる児童の靈を弔ふため年一回(三月)

運動場に於て簡単なる追悼会を行ふ

(十一) 善行児童表彰

善行児童として著しき者を紀元節に表彰す

(十二) 校外監督、通学団

児童の家庭其他校外に於ける行動を監督指導するために区域を定め通学団を設け各團に職員一名児童團長副團長各一名委員若干名をおく團長は其区域児童の状況につき毎月二回通簿に記入の上、其区域受持教員に提出、学校長の検閲を受け訓練打合会に於て協議処理す

(十三) 訓練打合会

毎月末日訓練打合会を開き其月の実践事項の徹底状態につき反省し将来の注意翌月の事項等につき打合せをなす

(十四) 個性觀察 操行査定

学級主任は常に児童の個性を觀察し年度末迄に觀察結果の要点を成績考査簿個性觀察欄に記入すること
操行概評は質と量との両方面より考察して甲乙丙の評語を以て表はすこと

四、創造的発見的学習

学習に於て模倣の重んずべきは勿論なれ共創造発見的学習態度の養成に努め以て文化の発達に貢献し得る人物をつくること肝要なり

五、作業による学習 直観による学習

書物にのみによる学習講演にのみによる学習を排し実験実測実習直観の作業による全我の活動を重んじ以て精神作業と筋肉作業との密闇を図り確實なる知識の養成に努め勤労を重んずる習慣を養ふ

教授に関する方面
教授の根本方針
価値追求のために天性の如何に拘らず努力奮闘せしめ自主的学習態度 実力の養成に努む

一、努力奮闘喜悦の学習

理想価値に向つての無限の追究は現実生活の努力奮闘によつてのみ実現せられる 故に人生は奮闘であり努力であり眞の喜悦

各科教授の方針
前年度定めたる各科教授方針に基き一層之が徹底を期す 尚ほ本年度は各科教授方針を一層具体化したる「各科教授指導案」をつ

と感謝とは奮闘努力苦惱それ自身の中にのみ産み出される 努力奮闘は常勝であることの体験と信念を得させたい 嫌惡的義務的学習を排して喜悦的奮闘的学習にまで進むること

二、自学態度の養成

児童の自学的態度を一層充実進展せしめ以て在学中のみならず卒業後永遠に自主学習の態度を持続せしむること

三、実力の啓培

努力と自学態度とは自ら実力充実の結果を産むべき筈なれ共やもすれば盲目的努力に畢り或は自学の過程のみを重視する結果真に実生活に役立つ知識技能の取得に欠陥を生ずることあり新知識を取得応用し得る基礎の力を養ひ実生活に適応し得る様にすること

51

くる分担は別に定む

一、科任制の加味 其の他の事項

学級主任制を本体とし科任制を加味して児童の実力を深めかねて教師の長所を發揮せしむ

二、学習時間及び休憩時間
学習時間は四十五分、休憩時間は十五分を常態とし学年の程度、児童の其場合の心身の状態に応じ変更することを得
三、各学年一週教授時数

四、自学参考書の活用

前年度備付けたるもの及び本年度新たに補充せる児童参考書は学習時間及び課外に於て充分利用せしめ以て自学自習の良習慣を馴致す

一〇、校外學習

前年度実施の校外学習を一層奨励し以て自然に親しみ直観

九、展覽會

學級展覽會 各學級自治團主催 隨時

七、音樂會
八、童話會
九、展覽會

每月十五日昼食休
各学級自治團主催 隨時
年一回十一月開催
年二回 七月十二月 開催
毎月二十日昼食休

六、学芸会 全校小学部
七、音楽会 大学芸会
八、童話会 九、展覧会

方 読	身 修	教 科
		教 材
		予 定 時 数
		主 眼
		教 授 指 導 方 法 上 の 要 点
		其 他 の 事 項
		反 省

すべて教授に当り其の予定計画案の必要□ることは論を俟たず 然れ共それが余りに詳密に亘ることは煩にたえず結局言ふべくして行はれざることとなるか或は義務的形的に流れることとなる されば週毎に大体要点を捉へたる計画案を立て以て教育効果の増進を期す 各学級主任は左の形式による計画週案簿に立案し毎週土曜まで翌週分を学校長に提出し検閲を得て教授に当ることとす

による学習の徹底を期す

夏期には林間学習（主として学校裏山）をなさしめ児童の保健を期す

一、創作雑誌の続刊

児童の綴方童謡の進歩を図らんがために前年度に於て毎月一回贍写刷の小雑誌を発行したるが本年度は之を印刷として尋三以上の児童に頒与す

『私たちの創作若葉』と改題す

二、家庭に於ける予習復習法編纂

前年度計画して実施に到らざりしものにて本年度は之れを立案し以て予習復習の徹底を期す

三、夏期休業中の学習

夏期学習帳により暑中休暇中毎朝学習せしめ十日二十日の二回全校児童を召集して日課の経過結果を検し休業中の注意を与ふ

四、最終学年に對する公民教育

尋常六学年及高等二学年の第三学期末に於て約十時間を割き自治公民として最も必要なる知識を授く

公民科細目は別に之を定む

五、成績考査法の改善

従来の成績査定法は根本的に誤れる点多々あり且つ其方法も不備なり本年度は之が方案を立て正確適切なる考査を行ふ

ふ

前年度一ヶ年は考ふるところありて之が実施をなざりし

一六、精神検査

が考究の結果必要を認め本年度は復活実施す

毎学期一回

結果は成績考査簿に当該欄に記入し家庭通知表にも記入通じす

一七、全校一齊実力考査試験

前年度と同様の方法により毎学期一回以上、算術読方歴史地理理科の五教科目につき一齊考査試験を行ひ全校児童の学科の実力を検し後の参考とす

各学級はこの他随意に考査試験をなし成績の向上を期す

体育養護学校衛生に関する方面

養護の根本方針

身体各部の調和的発達健全なる心身の養成に努む

養成衛生上の施設

(一) 体育科の振興

体操科を益々振興志心身の発達鍛錬を期す

(二) 競技の奨励

競技は勝敗の結果にのみ着眼する時は弊害を生ずよろしく競技に伴ふ精神的訓練を尊重し訓育の有力なる手段とする

こと

体操科に於て普通体操を重んずると共に左の競技種目の練習をなさしむ

尚ほ尋四以上の男女児に対しては毎日放課後二十分間以内の科外練習時間を設く

徒歩競争

五十米 七十米 百米 二百米 四百米

八百米 千米 千五百米

八百米リレー 千米リレー 千五百米リレー

各種競技

走高跳 走幅跳 砲丸投 ボール投

(徒歩の距離其他の種目は児童の体質及び

希望に応じ選定せし継続練習せしむ)

(三) 朝礼時の合同体操

体操演習会

毎学期一回全校各学年別に行ひ体育進歩□状況を全職員にて研究批評す

(五) 運動会

年一回秋季に於て行ふ 全校を紅白両軍に分ち各軍の得点数によりて勝敗を定む

校技

前年に引続き綱引を以て校技となし前年度毎週土曜日に行ひしを改め毎月一回二十五日昼食前時に行ふ

組 分

尋一二男女各一 尋三四男女各一
尋五六高男女各一 計六組

(七) 遠足

四、五、九、十、十一月一回宛全校全日遠足を行ふ

(八) 水泳

七月十日より三十日迄毎日午後尋二以上の男女児教師監督

指導の下に之を行ふ

水泳場 大倉沢

(九) スキー練習

雪中は屋外遊戯不能にて心身の発達を害すること甚だし

前年度に引き続きスキーを以て正科とし尋三以上男女児に課す

体操科時間中より適宜に割き実施す
練習場 学校裏山傾斜面

スキー競技会

二月中一回開催す 会場中山原

(十) 衛生検査

毎月曜朝礼後全校児童の衛生状態を検査し一ヶ月二回
学校医の検査を乞ふ

(十一) 姿勢の矯正

歩行直立着座の姿勢の良否が健康に及ぼすこと頗る多し
本年度は之が矯正に努む

(十二) 通風採光保温の留意

冬期間は児童の暖飯を行ふ

(十三) 暖飯

冬期間は児童の暖飯を行ふ

(十四) 酒掃の励行

八月 十二月各一回人夫を入れて行ふ

(十五) 清潔法施行

トランポール児童には毎日点眼薬を施し一ヶ月一回医師の

検診を受く

(一七) 整髪の励行

女兒の髪洗結髮男児の斬髪を励行す

(一八) 傷病者手当

軽度の傷合は救急治療を施し重傷病者に対しては校長に於て適当の処置をなす

(一九) 流行病伝染病の予防処置

予防法あるものは之を施し流行伝染猖獗の場合は管理者学校医学校長協議の上休校其他適当なる処置をなす

(二〇) 屋外運動の奨励

(二一) 女兒生理特別指導

尋六女兒に対し三月末に於て主として月経時の手當に就

き女教員をして指導せしむ

(二二) 春季定例身體検査の施行

(二三) 児童の服装

男児は体操の場合はシャツ、パンツ、運動帽を奨励し

女兒には成るべく改良服を着用せしめ以て軽快たる運動遊戯をなさしむ

出席の督励

児童出席の不良なるは本校の一大欠陥にして誠に遺憾なり 松川向松川を除く他の部落は概ね出席良好なれどもこの二部落の児童は平均一年の三分ノ一の出席日数に過ぎず 甚だしきは殆ど一ヶ年の大部分出席せざる児童多し

これは家庭の事情実に同情すべき者もあれ其義務教育執行上強制督励せざれば改善し難し

本年は職員、学務委員、管理者協力の上徹底的方法を講じたし

家庭との連絡

父兄保護者の教育に対する理解は漸次進みつつあり本年度は一層之が進歩に力を注ぐ

連絡施設

一. 学校参観会

前年度と同様の方法により学級別学校参観会を催す

九月中 三ヶ学級宛 四回

授業参観 学芸会 学校長談話

学級主任との懇話

二. 大字別学芸会 二月中

三. 其他学校の諸催しの参観を奨励す

四. 学級主任の家庭訪問

学級主任は一ヶ年間に其受持児童の家庭全部を必ず一回以上訪問し教育上の懇談をなす

五. 通知簿による連絡

六. 「進須原」の教育欄に教師の教育上の意見、父兄の意見及び学校の諸施設等につき記載し以て家庭と学校との連絡を計る

卒業生の指導

卒業生に対しては教師は慈父母の情を以て対し間接直接に指導誘掖に努むること

一. 同窓会
春秋二回開催

二、卒業生点呼

七月(男) 一月(女)の二回最近二ヶ年間の卒業生を召集し卒業後の状況を検し指導をなす

三、卒業生の学校訪問

卒業生の学校訪問を奨励し親切に懇談をなす

その他各自の書籍を交換す

四、視察受講

職員は成るべく郡内県内県外の教育観察をなし或は講習会打合せ等に出席して修養に努む

他校との連絡

1. 他校との相互参観
2. 他校との成績物交換

学級経営案

各学級主任は四月二十日迄学級経営案を立案し学校長の検閲を経て四月末迄謄写し全職員に領附す

立案要項

1. 学校経営方針と矛盾せざること
2. 学級経営の方針が確立すること
3. 訓育教授養護の各方面に亘り其学年に適切なる具体案を立てること
4. 空論にわたらず実際的に立案すること
5. 学年末に下欄に反省、経過、結果を記載すること

以上

(1) 研究授業

毎週火曜金曜の二回 放課後

各教科の研究主任部員の研究調査を順次発表し意見の交換をなす

1. 教科の研究調査
2. 教育根本問題の研究
3. 其他

(2) 研究授業

全校職員参観研究授業 月一回

学年程度別研究授業 月一回宛

(3) 訓練打合せ 每月末日一回

(4) 職員会 隨時

三、読書会

職員は毎月俸給の百分の一を駆出して雑誌図書を共同購入し読書修養をなす

¹ 橋本美保・遠座知恵編集・解説『大正新教育 学級・学校経営重要文献選』不二出版、カタログを参照した。